公　告

諸　事　項

工　場　財　団

東京都大田区田園調布二丁目16番５号**株式会社大昌電子**の工場財団に栃木県日光市土沢1383番地株式会社大昌電子栃木工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年10月20日　　宇都宮地方法務局日光支局

被害回復事務管理人選任公告

平成21年10月20日　　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第39条により準用される法第22条第１項の規定により被害回復事務管理人を選任したので公告する。

記

１　外国譲与財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成20年第１号

２　被害回復事務管理人

⑴　氏名　弁護士　渡邉　貴大

⑵　被害回復事務の範囲

ア　法第10条又は第11条（これらの規定を第20条において準用する場合を含む。）の規定による裁定のための審査に関する事務

イ　法第13条（法第20条において準用する場合を含む。）の規定による裁定表の作成又は第14条第３項（第15条第３項及び第16条第３項（これらの規定を第20条において準用する場合を含む。）並びに第20条において準用する場合を含む。）若しくは第26条第３項の規定による裁定表への記載に関する事務

ウ　その他上記各事務に関連する事務

⑶　選任年月日　平成21年10月１日

⑷　事務所所在地

東京都千代田区霞が関一丁目１番１号　中央合同庁舎６号館内　五菱会事件被害回復センター

電話番号　03―3595―1201

３　この公告に関する問合せ先

東京都千代田区霞が関一丁目１番１号　中央合同庁舎６号館　東京地方検察庁　企画調査課

電話番号　03―3592―5611（代表）

外国為替及び外国貿易法第55条の３第３項の届出に関する公告

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第55条の３第３項の規定に基づき、同項に規定する届出者から自己の資本取引の相手方となる者の報告を要しないこととしたい旨の届出があったので、外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年大蔵省令第29号）第６条第２項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成21年10月20日　　財務大臣　藤井　裕久

届出受理年月日 届出受理番号	届出者の氏名又は名称 住所又は所在地	相手方の報告を要しないこととしたい資本取引の種類	資本取引の相手方の報告を要しないこととしたい期間の開始年月日
平成21年10月２日 ＵＤ第４号	日本精機株式会社 新潟県長岡市東蔵王２―２―34	外国為替及び外国貿易法第55条の３第１項第４号に掲げる資本取引	平成21年11月６日

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告

下記１の国有財産は、農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことが可能となったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して３箇月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定による買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成21年10月20日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１国有財産の表示	買収前の所有者の氏名２及び最後に知り得た本籍
東京都国分寺市西町一丁目23番３ 畑　337㎡ 東京都国分寺市西町一丁目23番４ 畑　168㎡	中藤　俊弥 東京都北多摩郡国分寺町大字中藤新田147番地

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告

下記１の国有財産は、農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことが可能となったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して３箇月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定による買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成21年10月20日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１国有財産の表示	買収前の所有者の氏名２及び最後に知り得た本籍
東京都国分寺市西町四丁目６番４ 畑　753㎡	中藤　俊弥 東京都北多摩郡国分寺町大字中藤新田147番地

鉱業法第189条の規定による公告

経済産業省公告第14号

次に掲げる鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、立会すべき旨の命令を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所、区役所又は町村役場に下記のとおり命令の内容を掲示した。

⑴　出願地　青森県上北郡おいらせ町外１町　出願人　青森県八戸市多賀台３丁目８番地の２　佐藤　松男

⑵　出願地　青森県下北郡東通村２出願　出願人　青森県むつ市中央２丁目２番２号　小沢砕石株式会社

⑶　出願地　青森県下北郡佐井村　出願人　東京都千代田区内幸町１丁目３番６号　日窒工業株式会社

⑷　出願地　青森県むつ市２出願　出願人　東京都新宿区西新宿１丁目８番１号　内外実業株式会社

⑸　出願地　青森県下北郡東通村　出願人　青森県むつ市金谷２丁目７番31号　遠藤　茂樹

⑹　出願地　青森県上北郡六ヶ所村　出願人　東京都中央区日本橋中洲一番９―415号　森　薫史

⑺　出願地　青森県西津軽郡深浦町　出願人　岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第８地割10番地　東北金属株式会社

⑻　出願地　青森県三戸郡五戸町　出願人　宮城県仙台市泉区黒松１丁目28番12号　鈴木　末男

⑼　出願地　青森県青森市　出願人　青森県青森市八重田４丁目１番20号　中村　チヤ

⑽　出願地　青森県上北郡野辺地町　出願人代表者　北海道恵庭市島松寿町２丁目28番地の１（市営住宅49号）　長谷川秀三

⑾　出願地　青森県三戸郡五戸町外２町３出願　出願人　青森県三戸郡五戸町大字上市川字市の沢42番地81号　有限会社五戸工業

⑿　出願地　岩手県下閉伊郡川井村　出願人　神奈川県川崎市幸区小向西町２丁目45番地　梅森　正巳

⒀　出願地　岩手県久慈市２出願　出願人　岩手県久慈市長内町44地割132番94　大陽工業株式会社